

明治安田米国リート・インカム・プレミアム・ファンド (毎月決算型)

追加型投信／海外／不動産投信(リート)



愛称：スリーピース

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
 ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。
 ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧およびダウンロードすることができます。
 ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、委託会社の照会先までお問い合わせください。

<委託会社> **明治安田アセットマネジメント株式会社**
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第405号
 設立年月日:1986年11月15日
 資本金:10億円
 運用する投資信託財産の合計純資産総額:21,593億円
 (資本金・運用純資産総額は2023年8月末現在)
 [ファンドの運用の指図等を行います]

<受託会社> **三菱UFJ信託銀行株式会社**
 [ファンドの財産の保管および管理等を行います]

委託会社への照会先

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787
 (受付時間は、営業日の午前9時～午後5時)

ホームページアドレス <https://www.myam.co.jp/>

委託会社のホームページは
[こちらからご覧頂けます。](#)



明治安田米国リート・インカム・プレミアム・ファンド(毎月決算型)の受益権の募集については、明治安田アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2023年10月31日に関東財務局長に提出しており、2023年11月1日にその届出の効力が生じております。

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に関して事前に投資者(受益者)の意向を確認する手続き等が規定されております。

また、当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	不動産投信(リート)	その他資産(投資信託証券(資産複合(不動産投信、オプション)))	年12回(毎月)	北米	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※上記、商品分類および属性区分の定義等については、一般社団法人投資信託協会ホームページ(URL:<https://www.toushin.or.jp/>)で閲覧が可能です。

1. ファンドの目的・特色

■ ファンドの目的

明治安田米国リート・インカム・プレミアム・ファンド(毎月決算型) (以下「当ファンド」といいます。)は、主として、米国の金融商品取引所に上場(予定を含みます。)または店頭登録(予定を含みます。)されている不動産投資信託(リート)等に実質的に投資し、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

※組入投資信託証券を通じて、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

※当ファンドにおける組入投資信託証券とは、NB/MYAM米国リート・インカム・ファンド(以下「外国投資信託証券」といいます。)および明治安田マネープール・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)のことをいいます。

■ ファンドの特色

● 特色①

米国の不動産投資信託(リート)*の中でも相対的に高い配当利回りを有するリートに実質的に投資し、信託財産の成長を目指します。

◆主に円建て外国投資信託証券を通じて、米国のリートへの投資(以下、米国リート戦略といいますが)を行います。

◆外国投資信託証券における米国リークの運用は、ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシー(以下「ニューバーガー・バーマン」といいます。)が行います。

※ニューバーガー・バーマンは1939年に米国で設立された、プライベート経営としては米国有数の独立系運用会社です。創業以来、一貫して資産運用に従事し、伝統的資産運用からオルタナティブ運用まで幅広くお客さまに運用サービスをご提供しています。

◆銘柄選択にあたっては、主に米国の金融商品取引所に上場されているリートの中でも相対的に高い配当利回りのリートを組み入れることで、トータルリターンの向上を目指します。

*普通リートに投資することを基本としますが、優先リートを組み入れることもあります。

●特色②

米国リート戦略、および為替取引では、オプション取引を組み合わせたカバードコール戦略を構築し、オプションプレミアムの獲得によるインカム収益の積み上げを目指します。

◆米国リートにかかるコールオプションを売却する「米国リートカバードコール戦略」、および通貨(米ドル/円)にかかるコールオプションを売却する「通貨カバードコール戦略」を構築し、インカム収益の積み上げを目指します。

◆カバードコール戦略ではカバー率*を原則50%程度とし、インカム収益とオプションプレミアムの獲得に加え、米国リーートの値上がり益と米ドル高(円安)による為替差益の享受も目指します。

*外国投資信託証券における保有資産(純資産総額)に対するコールオプションのポジションの割合。

◆原則として権利行使が満期日のみに限定されているオプションを利用することを基本とします。

※当ファンドにおける「米国リートカバードコール戦略」とは、ファンドが実質的に保有する米国リートに対して米国リートを投資対象とするETF(指数連動を目指す上場投資信託)を原資産とするコールオプションを売却することをいいます。また、「通貨カバードコール戦略」とはファンドが実質的に保有する米ドル建て資産に対して、円に対する米ドルコールオプションを売却することをいいます。

※各カバードコール戦略の比率は運用環境等により50%から乖離する場合があります。

●特色③

毎月決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

◆毎月1日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

毎月の分配

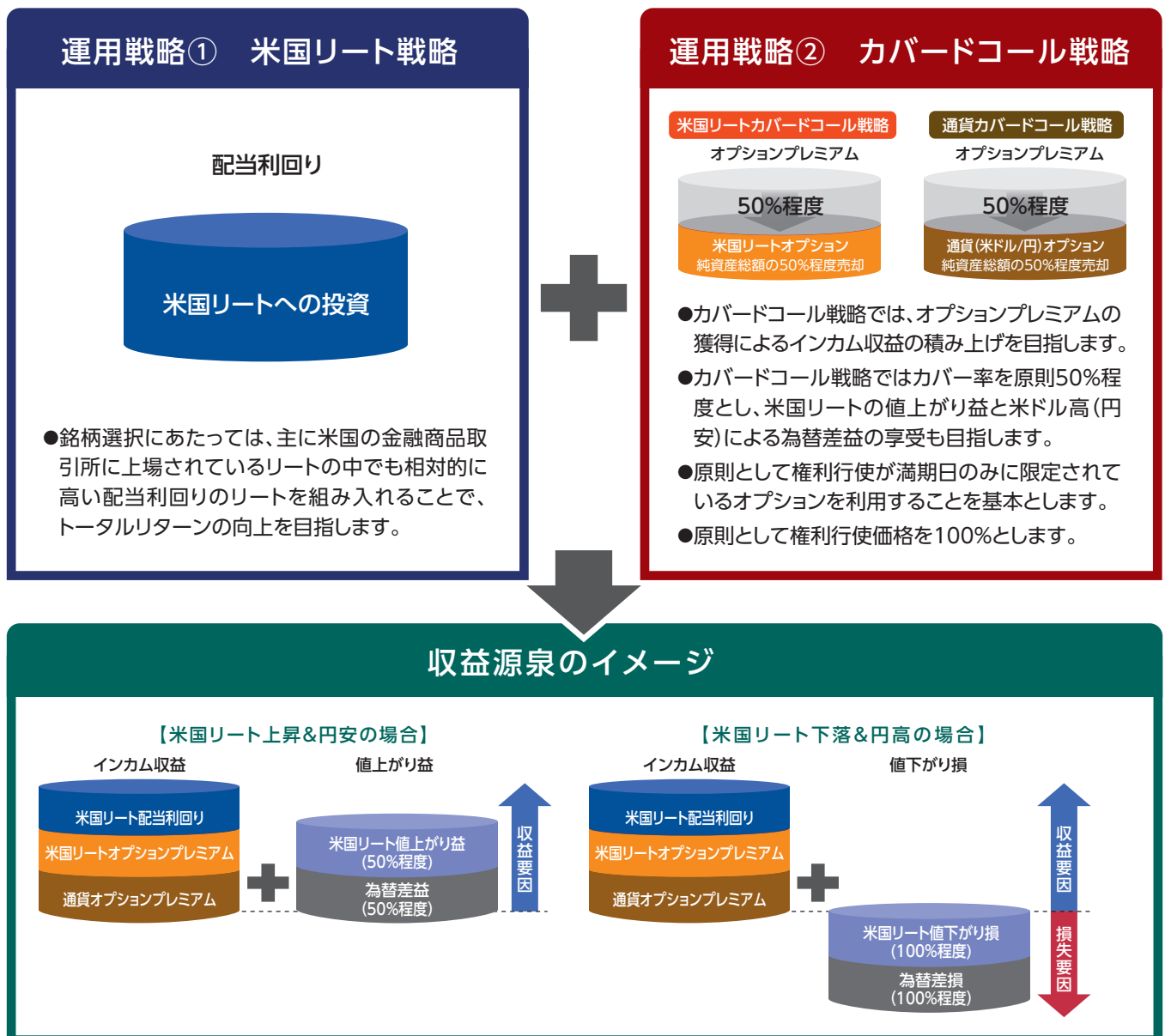


※上記はイメージ図であり、将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

また、必ず分配を行うものではありません。

■ 当ファンドの運用戦略ポイント

- 当ファンドは、**運用戦略①米国リート戦略**に加え、**運用戦略②米国リートと通貨それぞれのカバードコール戦略**を組み合わせた運用を行います。
 - カバードコール戦略ではカバー率*を原則50%程度とし、インカム収益とオプションプレミアムの獲得に加え、米国リー트의値上がり益と米ドル高(円安)による為替差益の享受も目指します。
- *外国投資信託証券における保有資産(純資産総額)に対するコールオプションのポジションの割合。



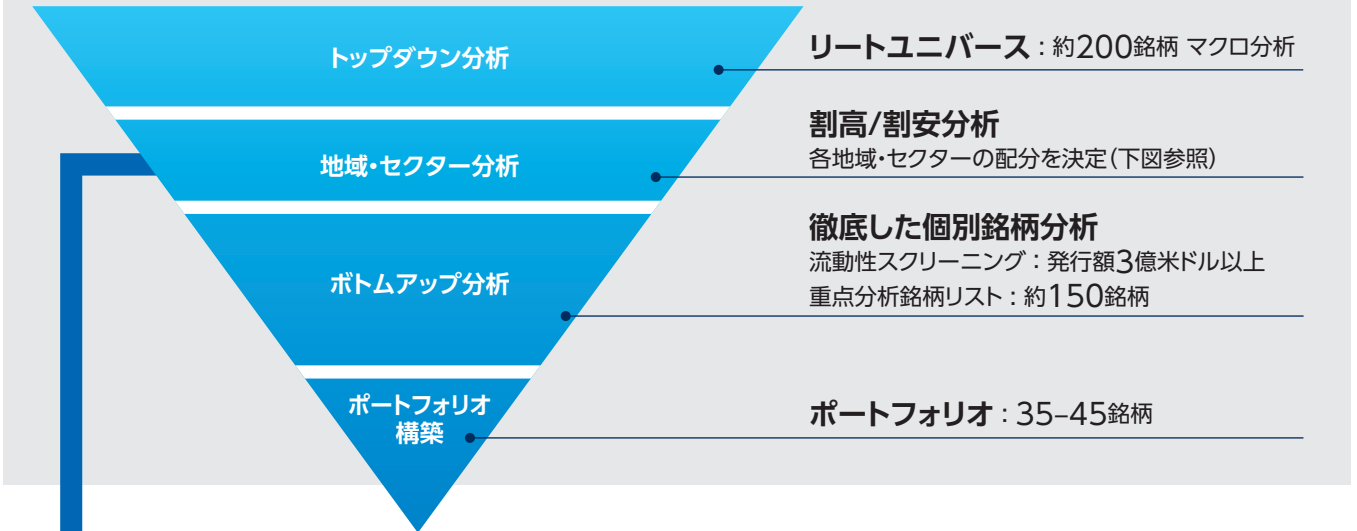
※各カバードコール戦略の比率は運用環境等により50%から乖離する場合があります。

※米国リートETFは、iシェアーズ米国不動産ETF(ダウ・ジョーンズ米国不動産指数の運用実績と同等水準の投資成果を目指す米国籍上場投資信託証券)を指します。米国リートETFは当ファンドのベンチマークではありません。

※上記はイメージ図であり、将来の投資成果等を示唆・保証するものではありません。

当ファンドの米国リート戦略について

【米国リート投資プロセスの概要】

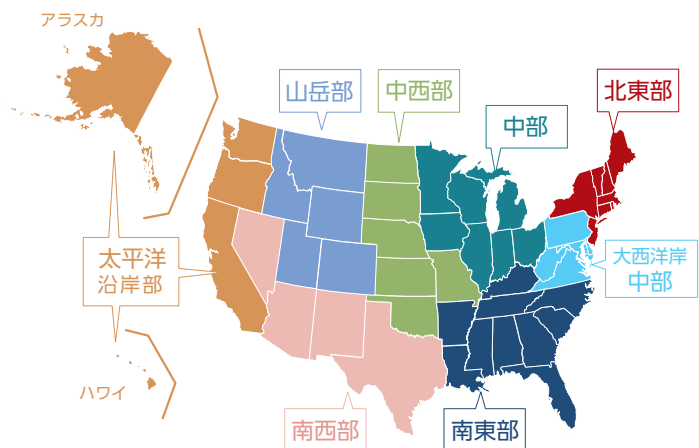


市場対比で魅力的な利回りの追求

※投資プロセスは今後変更になる可能性があります。

地域・セクター配分について

- 全米各地域の不動産動向についての綿密なリサーチに基づき運用を行います。
- リサーチ部門のアナリストと連携し、地域特有の産業動向がリート市場へもたらす影響などを分析。地域およびセクターが十分に分散されたポートフォリオを目指します。



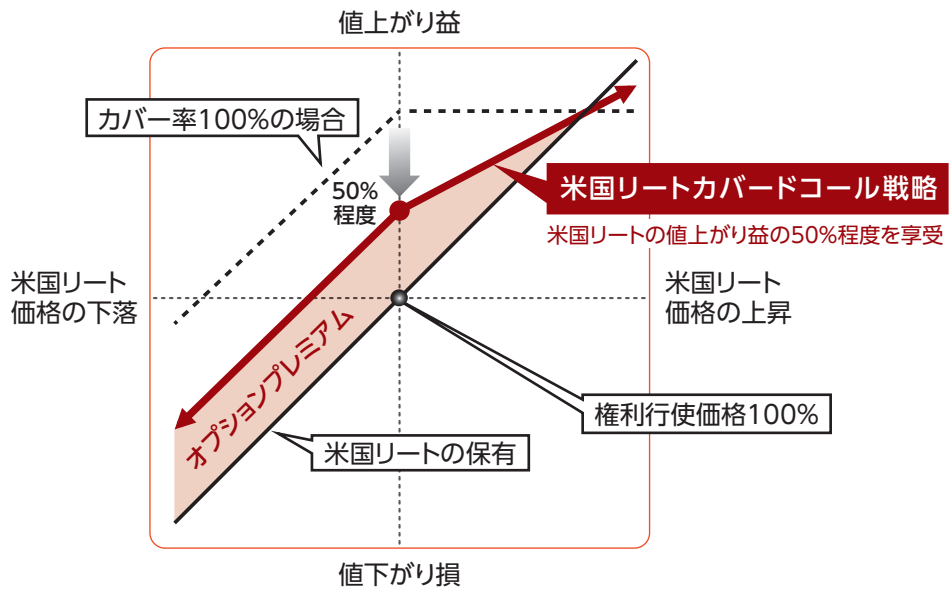
※地域分類はニューバーガー・バーマンによるものです。

出所:ニューバーガー・バーマン

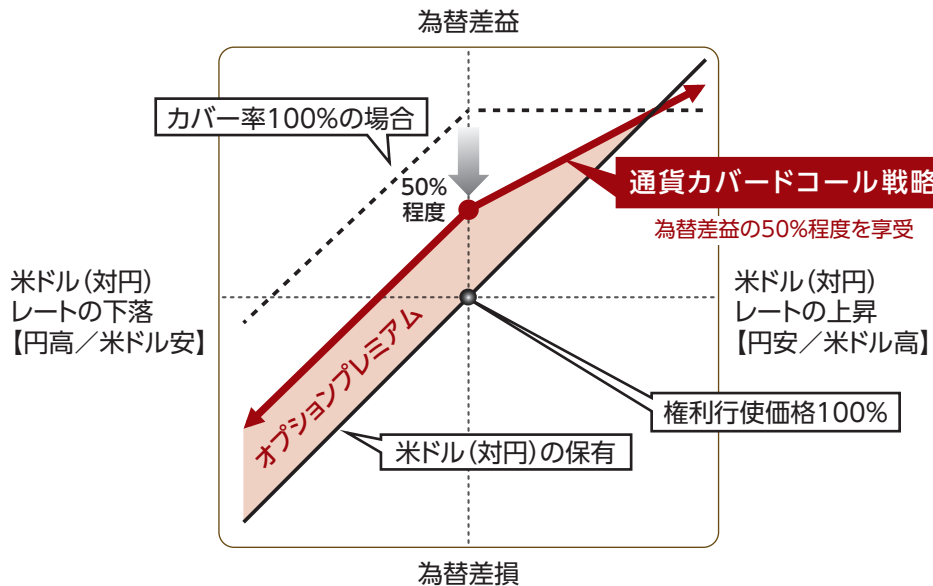
※上記の投資プロセス等は、ニューバーガー・バーマンにより、今後変更となる場合があります。

当ファンドのカバードコール戦略について

米国リートカバードコール戦略



通貨カバードコール戦略

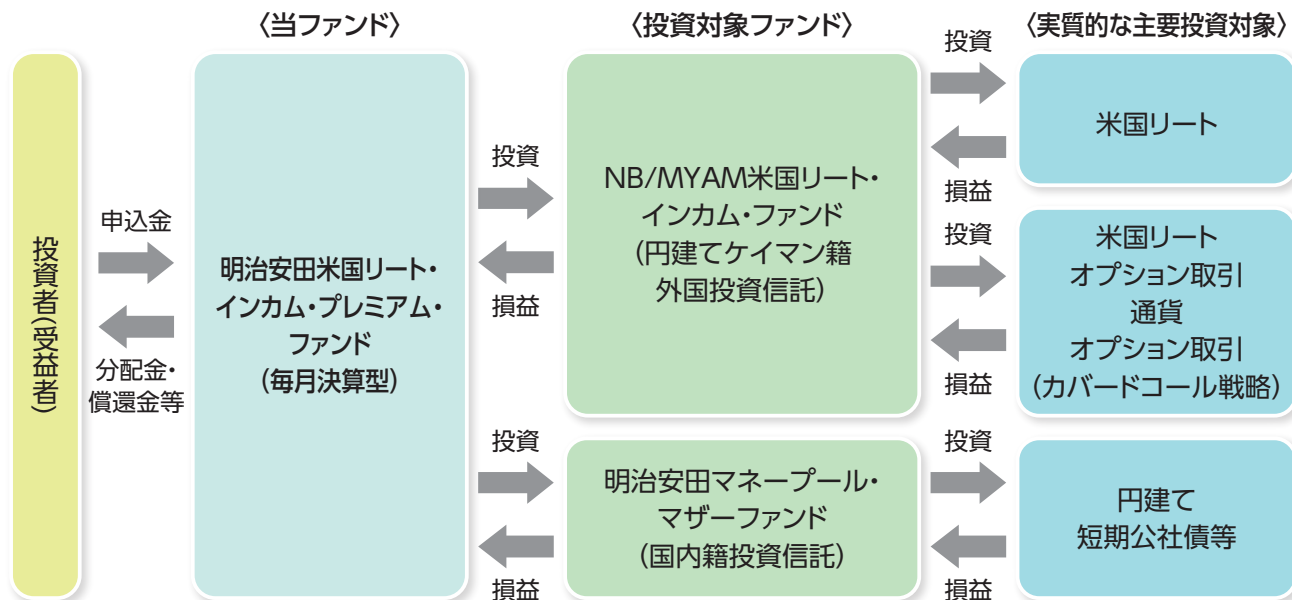


※上記はカバードコールに関する一般的な説明、イメージ図であり、すべてを説明したものではありません。簡便にご理解いただくために取引コスト等は考慮しておらず、実際の取引とは異なりますのでご注意ください。

※上記は当ファンドの損益を示したものではありません。また、将来の投資成果等を示唆・保証するものではありません。

■ ファンドの仕組み

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
 ファンド・オブ・ファンズとは、株式や債券に直接投資するのではなく、株式や債券に投資する複数の投資信託証券(投資対象ファンド)に投資を行う仕組みです。



※投資対象ファンド「NB/MYAM米国リート・インカム・ファンド」における米国リートの運用はニューバーガー・バーマンが行います。米国リートオプション取引および通貨オプション取引(カバードコール戦略)の運用は、クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッドが行います。

※投資対象ファンドの組入比率は、原則として高位を維持します。

※損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

■ 主な投資制限

■ 株式への投資割合	株式への直接投資は行いません。
■ 外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
■ 投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

■ 分配方針

毎月1日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

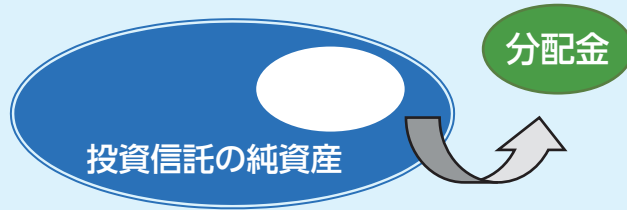
- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- ・収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

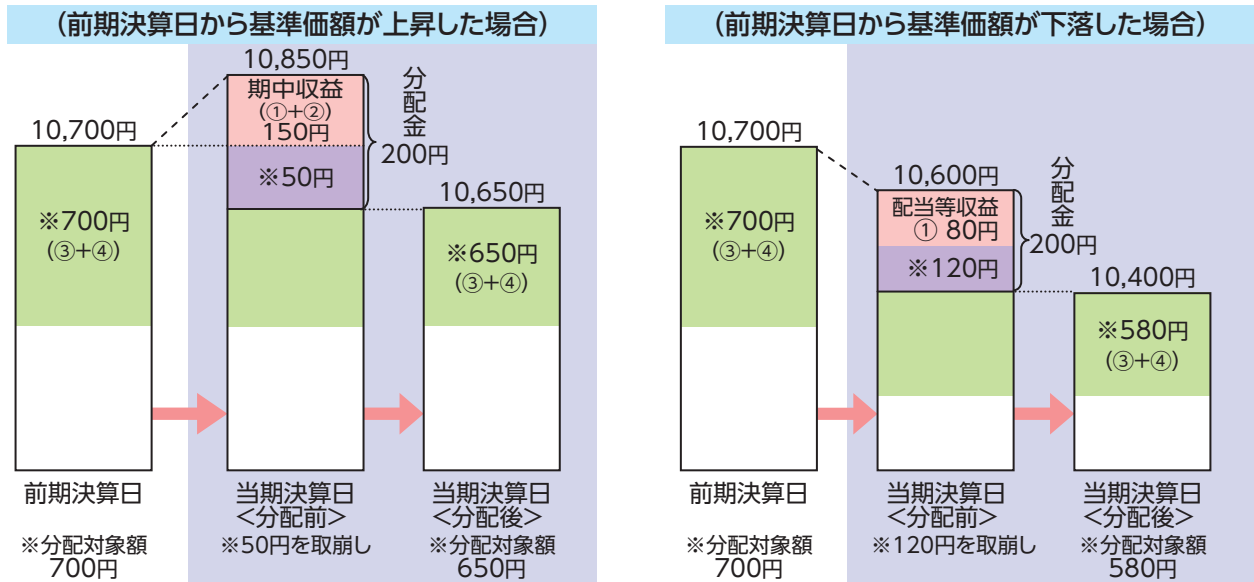
《投資信託で分配金が支払われるイメージ》



*上記は投資信託での分配金の支払いをイメージ図にしたものです。

- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

《計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合》



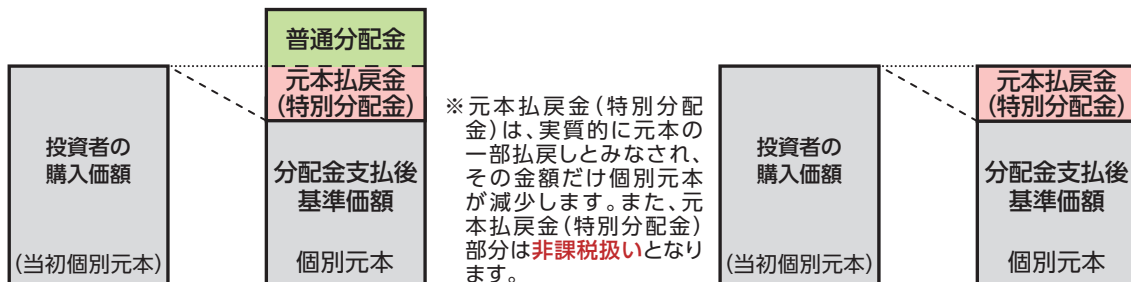
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

*上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンドの購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金：個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
 元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

■ 追加的記載事項

組入投資信託証券(投資対象ファンド)の概要

有価証券届出書提出日現在、投資対象としている投資信託証券の概要は以下の通りです。

組入投資信託証券(投資対象ファンド)については、将来見直しを行うことがあるため、新たに追加・除外されることがあります。

ファンド名	NB/MYAM米国リート・インカム・ファンド
形態	円建てケイマン籍外国投資信託
設立日	2014年6月2日
投資態度	主として米国の金融商品取引所に上場されているREIT等に投資するとともに、円に対する米ドルのコールオプションおよびリート等を投資対象とするETF(指数連動を目指す上場投資信託)を原資産とするコールオプションを売却するカバードコール戦略を活用することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。(各オプションのカバー率は純資産総額に対してそれぞれ50%程度とします。)
投資制限	・原則として、純資産総額の10%を超える借入れは行わないものとします。 ・同一発行体への投資割合は、原則として、純資産総額の10%以下とします。
決算日	原則として、毎年12月31日
分配方針	毎月、投資顧問会社との協議の上、受託会社の判断により分配を行うことができます。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.715%程度 ※上記料率には、投資顧問会社、副投資顧問会社、保管銀行とその代理人への報酬が含まれます。ただし、保管銀行とその代理人への報酬は年間最低報酬額が定められており、純資産総額によっては年率換算で上記信託報酬率を上回る場合があります。また、受託会社とその代理人への報酬(固定報酬として年額20,000米ドル)や管理事務費用(固定費用として年額83,400米ドル)等が別途かかります。
その他費用	有価証券の売買手数料、租税、監査報酬、法律顧問費用、法的書類に要する費用等 (その他費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を示すことができません。)
申込手数料	ありません。
換金手数料	ありません。
償還条項	純資産の合計が5億円を下回った場合等は償還となる場合があります。
関係法人	管理会社・投資顧問会社:クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド 受託会社・管理事務代行会社:BNYメロン・ファンド・マネジメント(ケイマン)リミテッド 副管理事務代行会社:ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(シンガポール支店) 副投資顧問会社:ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシー 保管銀行:ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン

ファンド名	明治安田マネープール・マザーファンド
形態	国内籍親投資信託(追加型/国内/債券)
設立日	2011年11月30日
信託期間	無期限
運用の基本方針と主な投資対象	国内発行体の公社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券ならびにCD、CP、コールローン等の国内短期金融資産を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目指して運用を行います。
投資態度	①国内の国債、政府保証債、政府機関債、地方債、社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券、CD、CPを主要投資対象とします。 ②ポートフォリオ全体の修正デュレーションは1年未満を基本として運用します。 ③資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
投資制限	①株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ②外貨建資産への投資は行いません。 ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
決算日	原則として、毎年10月15日(休業日の場合は翌営業日)
信託報酬	ありません。
その他費用	ありません。
申込手数料	ありません。
換金手数料	ありません。
関係法人	委託会社:明治安田アセットマネジメント株式会社 受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社

※前記の内容は、今後、変更になる場合があります。

※資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※前記に記載されていない事項についても、一般社団法人投資信託協会が定めるファンド・オブ・ファンズへの組入投資信託証券(投資対象ファンド)に係る要件を満たしております。

2. 投資リスク

■ 基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、価格変動の影響を受け、基準価額は変動します。これらの運用により信託財産に生じた運用成果(損益)はすべて投資者の皆さまに帰属します。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

<主な変動要因>

<p>リートの価格変動リスク</p>	<p>リートの価格は、不動産市況の変動、リートの収益や財務内容の変動、リートに関する法制度の変更等の影響を受けます。組入リートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。</p>
<p>優先リート固有のリスク</p>	<p>優先リートには、配当繰延条項が付与されているものがあり、配当の支払いが繰延べまたは停止される可能性があります。組入優先リートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。</p>
<p>為替変動リスク</p>	<p>外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。</p>
<p>カバードコール戦略の利用に伴うリスク</p>	<p><リートカバードコール戦略> オプションプレミアムの水準は、オプション売却時のリート価格水準、権利行使価格、リート価格変動率(ボラティリティ)、満期日までの期間、金利水準、配当金額、需給等により決定されます。このため、想定したオプションプレミアムが確保できない場合もあります。リート価格水準やリート価格変動率の変動等によりコールオプションの評価値が変動し、損失を被る場合があります。 リートカバードコール戦略では、リート価格が上昇した場合の値上がり益が限定されるため、リートのみに投資した場合に対して投資成果が劣後する可能性があります。戦略再構築を重ねた場合、リート価格が下落しその後当初の水準程度まで回復しても、基準価額の回復はリート価格に比べて緩やかになる可能性があります。 <通貨カバードコール戦略> オプションプレミアムの水準は、オプション売却時の為替水準、権利行使価格、為替変動率(ボラティリティ)、満期日までの期間、金利水準、需給等により決定されます。このため、想定したオプションプレミアムが確保できない場合もあります。為替水準や為替変動率の変動等によりコールオプションの評価値が変動し、損失を被る場合があります。 通貨カバードコール戦略では、円に対する米ドルの為替レートが上昇した場合の為替差益が限定されるため、通貨カバードコール戦略を構築しなかった場合に対して投資成果が劣後する可能性があります。戦略再構築を重ねた場合、円に対する米ドルが下落しその後当初の水準程度まで回復しても、基準価額の回復は為替レートに比べて緩やかになる可能性があります。</p>

信用リスク

<リート>

信用状況(経営や財務状況等)が悪化した場合、倒産等の状況に陥り投資した資金が回収できなくなる場合があります。また、こうした状況に陥ると予想される場合、当該リートの価格が下落する場合があります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

<有価証券一般>

投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。

また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

流動性リスク (売却等)

解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価額で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

■ リスクの管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

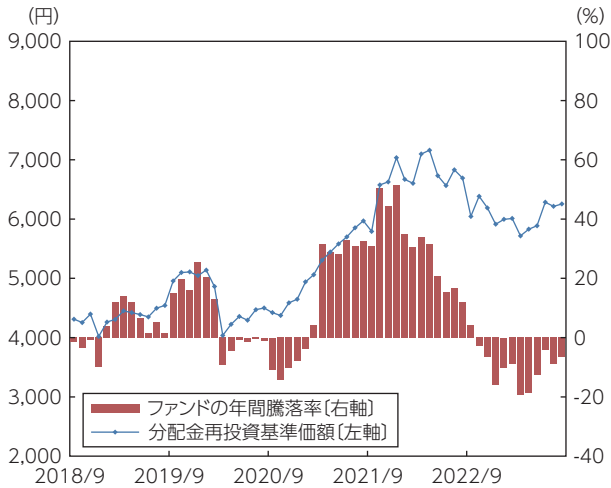
<流動性リスク管理体制>

流動性リスクについては、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理体制について、監督します。

参考情報

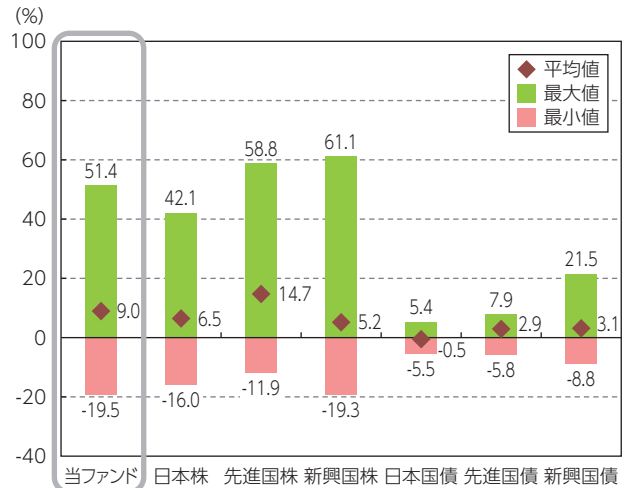
当ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



※グラフは、ファンドの5年間の各月末における分配金再投資基準価額(税引前の分配金を再投資したもものとして算出してあり、実際の基準価額と異なる場合があります。以下同じ。)および各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。
※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

対象期間:2018年9月~2023年8月



※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ(60個)を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。
※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額(税引前の分配金を再投資したもものとして算出)をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
※すべての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名称	権利者
日本株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)	株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社
先進国株	MSCI-KOKUSAI(配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注) 海外指数は、対円での為替ヘッジなしによる投資を想定して、各月末の指数値を円換算または円ベースとしています。

※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。

また、各権利者は当ファンドの運用成果等に関し一切責任を負いません。

各指数の内容について、詳しくは投資信託説明書(請求目論見書)をご覧ください。

3. 運用実績

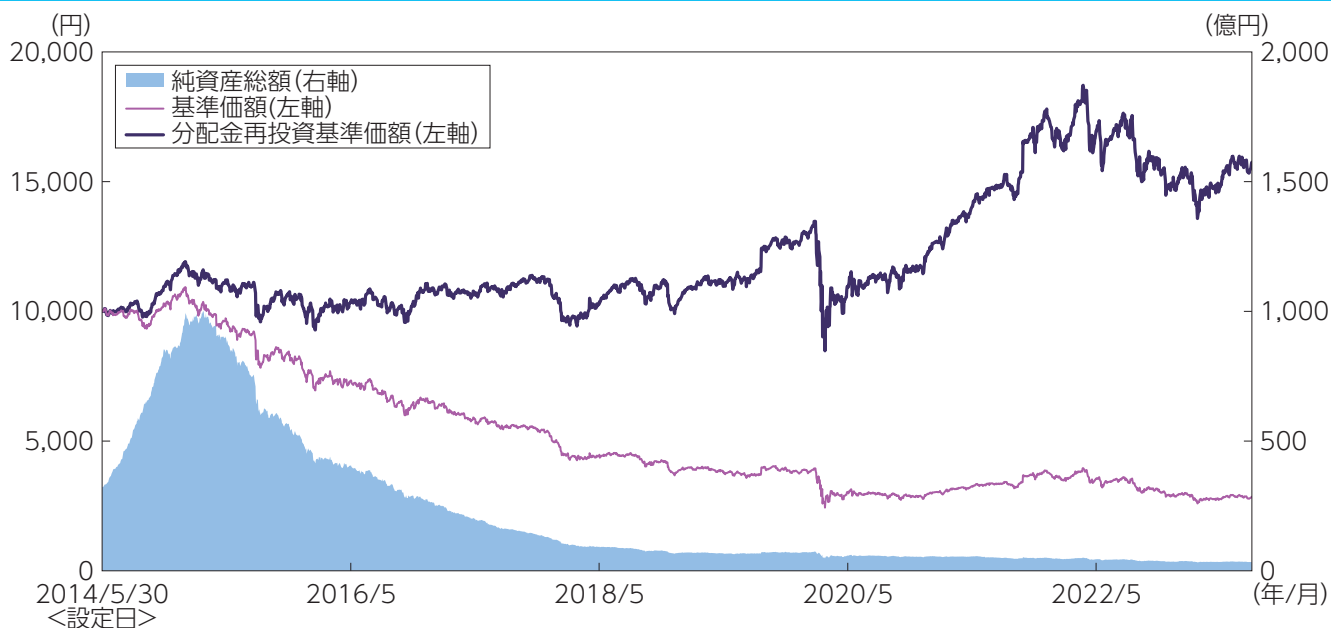
最新の運用状況は委託会社のホームページで確認することができます。

- ① 右記のコードを読み込む（承認・選択等が必要な場合があります）。
- ② 当ファンドのページが表示されます。
- ③ 最新の運用状況（月次レポート等）をご確認ください。



2023年8月31日現在

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

基準価額	2,855円	純資産総額	34億円
------	--------	-------	------

分配の推移

分配金の推移	
2023年8月	30円
2023年7月	30円
2023年6月	30円
2023年5月	30円
2023年4月	30円
直近1年間累計	360円
設定来累計	9,080円

※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額

主要な資産の状況

【組入投資信託等】

	投資比率(%)
NB/MYAM米国リート・インカム・ファンド	97.03
明治安田マネープール・マザーファンド	0.58
その他の資産(負債控除後)	2.39
合計	100.00

※投資比率は純資産総額に対する割合。

※四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

NB/MYAM米国リート・インカム・ファンド【組入上位10銘柄】

	銘柄名	投資比率(%)
1	クラウン・キャッスル	8.04
2	アメリカン・タワー	7.18
3	サイモン・プロパティ・グループ	6.85
4	プロロジス	6.09
5	オメガ・ヘルスケア・インベスターズ	4.67
6	エクストラ・スペース・ストレージ	4.57
7	VICIプロパティーズ	4.48
8	デジタル・リアルティ・トラスト	4.29
9	アパートメント・インカム・リート	4.24
10	アイアンマウンテン	4.02

※投資比率は米国リート資産(現金等を含む)に対する割合。

※NB/MYAM米国リート・インカム・ファンドに関しては、ニューバーガー・バーマンより提供されたデータを基に作成しています。

NB/MYAM米国リート・インカム・ファンド 【組入上位用途別状況】

	用途名	投資比率(%)
1	インフラ	15.22
2	集合住宅	10.19
3	医療関連施設	9.94
4	産業施設	9.93
5	個人用倉庫	8.47

※投資比率は米国リート資産(現金等を含む)に対する割合。

※用途名はFTSEと全米不動産投資信託協会(NAREIT)の分類によるものです。

NB/MYAM米国リート・インカム・ファンド 【米国リーートの配当利回り】

リート配当利回り*
4.70%

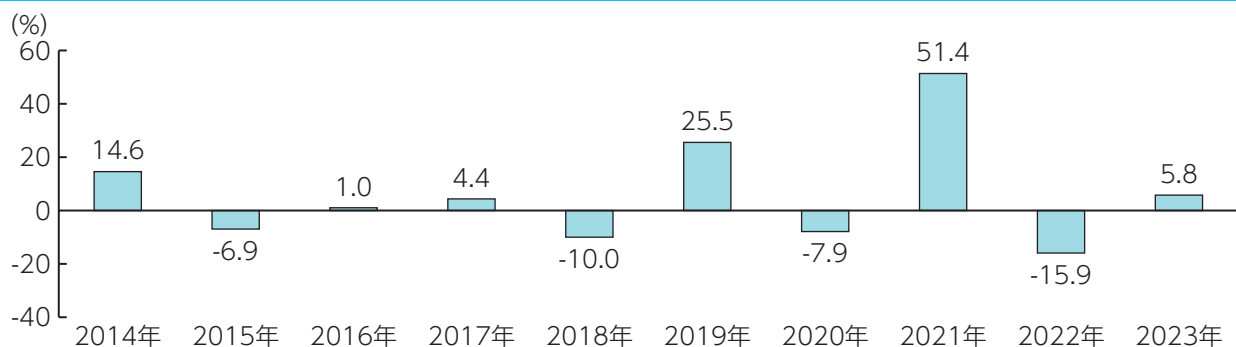
※上記配当利回りは組入投資信託証券で適用される源泉税率等を考慮していません。従って税金等の控除後は上記利回りをそのまま享受できるわけではありません。

明治安田マネープール・マザーファンド【組入上位10銘柄】

	銘柄名	利率(%)	償還期限	国/地域	種類	投資比率(%)
1	政府保証第64回地方公共団体金融機構債券	0.544	2024年9月13日	日本	特殊債券	7.63
2	政府保証第225回日本高速道路保有・債務返済機構債券	0.556	2024年8月30日	日本	特殊債券	6.36
3	政府保証第16回民間都市開発債券	0.699	2023年10月20日	日本	特殊債券	6.33
4	政府保証第200回日本高速道路保有・債務返済機構債券	0.801	2023年9月29日	日本	特殊債券	5.07
5	政府保証第52回地方公共団体金融機構債券	0.801	2023年9月15日	日本	特殊債券	5.06
6	政府保証第222回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	0.601	2024年7月31日	日本	特殊債券	4.59
7	政府保証第60回地方公共団体金融機構債券	0.66	2024年5月21日	日本	特殊債券	3.06
8	政府保証第57回地方公共団体金融機構債券	0.66	2024年2月16日	日本	特殊債券	3.04
9	政府保証第218回日本高速道路保有・債務返済機構債券	0.66	2024年5月31日	日本	特殊債券	2.98
10	政府保証第213回日本高速道路保有・債務返済機構債券	0.645	2024年3月29日	日本	特殊債券	2.54

※投資比率はマザーファンドの対純資産総額比。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は分配金(税引前)を再投資したものととして算出しています。

※2014年は設定日(2014年5月30日)から年末までの収益率、2023年は8月末までの収益率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

4. 手続・手数料等

■ お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。以下同じ。) ※基準価額は、販売会社または委託会社へお問い合わせください。
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から 0.3% の信託財産留保額を控除した額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から受益者に支払います。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日の申込みとします。
購入・換金申込不可日	申込日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日に該当する場合は、購入・換金の申込の受付を行いません。
購入の申込期間	2023年11月1日から2024年4月26日まで
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた申込みの受付を取消すことがあります。

信託期間	2014年5月30日から2024年5月1日まで
繰上償還	組入投資信託証券(投資対象ファンド)が存続しないこととなったとき、または信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回った場合、その他この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	毎月1日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※当ファンドには、「分配金支払いコース」および「分配金再投資コース」があります。なお、お取り扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社へお問合わせください。
信託金の限度額	4,000億円
公 告	原則、電子公告により行い、ホームページに掲載します。 https://www.myam.co.jp/
運用報告書	2月および8月の計算期間終了時および償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて信託財産にかかる知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 ※2024年1月1日以降、公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度の適用対象となります。当ファンドは、2024年1月1日以降のNISA制度の要件を満たすことが確認された場合には、同制度の適用対象となる予定です。詳しくは、販売会社へお問合わせください。

■ ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に 3.3%(税抜3.0%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳細については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。 ※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対し、年1.133%(税抜1.03%)の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。	
	<内訳>	
	配分	料率(年率)
	委託会社	0.44%(税抜0.4%)
	販売会社	0.66%(税抜0.6%)
	受託会社	0.033%(税抜0.03%)
	投資対象とする 投資信託証券*1	0.715%程度*2
	実質的な負担*1	1.848%(税抜1.745%)程度
	<内容>	
	支払い先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類(目論見書、運用報告書、有価証券報告書・届出書等)の作成・印刷・交付および届出等にかかる費用の対価	
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	
受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価	
投資対象とする 投資信託証券	投資対象とする投資信託証券における、管理会社・投資顧問会社、受託会社・事務代行会社、保管銀行等への報酬等	
実質的な負担	-	
*1 有価証券届出書提出日現在の投資対象ファンドに基づくものであり、投資対象ファンドの変更等により将来的に変動することがあります。		
*2 この他に、有価証券届出書提出日現在、受託会社とその代理人への報酬は固定報酬として年額20,000米ドル、管理事務費用は固定費用として年額83,400米ドルがかかります。また、外国投資信託において、有価証券の売買および委託手数料等の取引に要する費用、監査報酬、法的費用等、ファンドの運営に必要な各種経費がかかります。なお、費用等については将来的に変動することがあります。(前記は、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。)		
その他の費用・手数料	信託財産の監査にかかる費用(監査費用)として監査法人に年0.0055%(税抜0.005%)を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。 ※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。	

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び 地方税	配当所得として課税します。 普通分配金に対して…………… 20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び 地方税	譲渡所得として課税します。 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して… 20.315%

※上記は2023年8月末現在のものです。

※現行の少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)、ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合

毎年、一定の金額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、2024年1月からは新しいNISA制度がスタートし、現行NISAでの新規の買付けは出来なくなります。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

※新しいNISA(少額投資非課税制度)について

2024年1月よりNISA制度が新しくなり、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、無期限で非課税の適用を受けることができます。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※法人の場合については上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。